

## 山岳靈場における聖・俗境界の諸相

——九州英彦山ひこさんを事例として——

長 野 覺

### 一、序

俗なる行政の関与し難い特権（自治性）を有する聖域（アジール *Asyl*）は、いわゆる駒込寺の類から広域の山岳を神仏体と観想する靈山に至るまで、特権の強弱や面積の大小、それらの時代による変遷などはあっても、江戸時代以前、特に中世の守護使不入権をもった社寺聖域が、数多く存在したことによっても窺い知ることが可能である。その聖俗境界は、自然地形や人為的な杭・石などを用いた東西南北の境界を示す四至（勝示、聖域の場合は結果）で表現するのが一般的であるが、聖域周辺の俗権が強力であったり、政治情勢が不穏である場合には、更に明瞭な聖俗の境界を示し聖域確保のために多様な対策がとられたにもかかわらず、現在では忘却されていることが多いように思われる。本論は、俗なる行政域と聖なる空間の境界線が、一般的な四至以外に、どのような方法で表現されていたのか、その事例として、中世・近世を通して九州における修験道の拠点靈山となっていた英彦山ひこさんについて考察する。

福岡・大分両県にまたがる標高二二〇〇mの英彦山ひこさんは（享保一四年以前は彦山を用いた）、平安時代末期の養和元

年（一一八一）に、後白河法皇が二八か庄を京都いまくら野新熊野社に寄進され、その中に「豊前国彦山」の名がある（『平安遺文』第八卷）。以後は国役免除の特権を背景に、山岳宗教の拠点として急速に発展したと考えられる。

そして鎌倉時代初期には、九州全域を信仰圏としていたことが『彦山流記』に記されている<sup>1)</sup>。当時から神仏習合していた彦山にも、現在の比叡山に継承されているような回峰行が明治元年まで行われており<sup>2)</sup>、その記録上の起源は南北朝時代の永徳三年（一三八三）以前に遡ることが当時の古図（図1）によって明らかである。その回峰巡拝の図や、中・近世における英彦山内の寺社・門前集落（山伏集落）の配置、あるいは江戸時代初期に造られた聖域を示すと考えられる大型の立体模型などを、古文書と対応させながら検討し、更には現在の二・五万分ノ一地形図「英彦山」の図中に、福岡・大分の県境欠落区間があることなどに関心を向けると、次のような事実がクローズアップされてくる。

(1) 回峰行は宗教儀礼としてのみならず、聖俗境界線を巡廻し、俗なる行政の関与を拒む聖域警固の性格を持っていたこと。

(2) 英彦山内の社寺・集落配置などをみると、俗なる行政権がたとえ聖域内に及んだり、俗人参詣者を多数受入れたとしても、域内は更に四重の結果を設けて独自の宗教世界を構成し、俗権の浄化すなわち骨抜をはかるような構造になっていた（図3）。

(3) 明治以後の近代的行政の編成にさいして、聖域境界に起因する行政境界の論争を生じ、現在も福岡・大分両県界の未確定区域が存在すること（図4）。

以上の三件をとりあげて、中世・近世から現代に至る英彦山聖域と俗域の行政境界の実態を考察したい。なお原典

引用に付した傍点や（ ）内は、特に断りのない限り筆者の加筆であり、また旧漢字体はできるだけ常用漢字に換置した。英彦山と彦山の用法は、享保十四年（一七二九）以前にかかわる場合は彦山、それ以後の場合および総括的に表現する場合は英彦山を使用した。

## 二、聖域境内を警固した彦山大廻行（回峰行）

「永徳三癸亥三月十五日依旧本書之」と記された『彦山靈仙寺境内大廻行守護神配立図』によれば（図1）、行中毎日廻路の内廻（小修尾）と、行中一度廻路の外廻（大修尾）の二重構造をもった回峰行が、南北朝時代に成立していることは確かである<sup>(3)</sup>。しかも「旧本に依つて之を書す」とあるから、大廻行の起源は南北朝時代以前に遡ると推察される。

通説によれば、日本の回峰行の創始者は、九世紀半頃の比叡山無動寺の相応とされ、後には天台宗山門派の止観業（教理の学習）、遮那業（密教儀礼の専修）に加えて回峰行が重視され、常不輕菩薩行（法華経に説く悉皆恭敬）すなわち森羅万象に敬虔の念を持って苦行を重ね、自ら不動明王と化して一切の災難を除く行法になったといわれる<sup>(4)</sup>。しかし回峰路の存在意義や、回峰行の行動が、聖域護持の意味をもつという視点から、比叡山・高野山・日光山をはじめ、回峰行の実績をもった諸山について検討されたことは従来なかったようである。諸霊山はそれぞれ独自の行法をくふうしているので、英彦山の例が総て他山に適用されるとは明言できないが、聖域結界の存在を自他に示す宗教儀礼の性格をもっていた英彦山の<sup>おおしひ</sup>大修尾回峰行をまず検討したい。

### 一 薬師十二神将・観音二十八部衆を配置した聖俗の境界（外廻・大修尾）

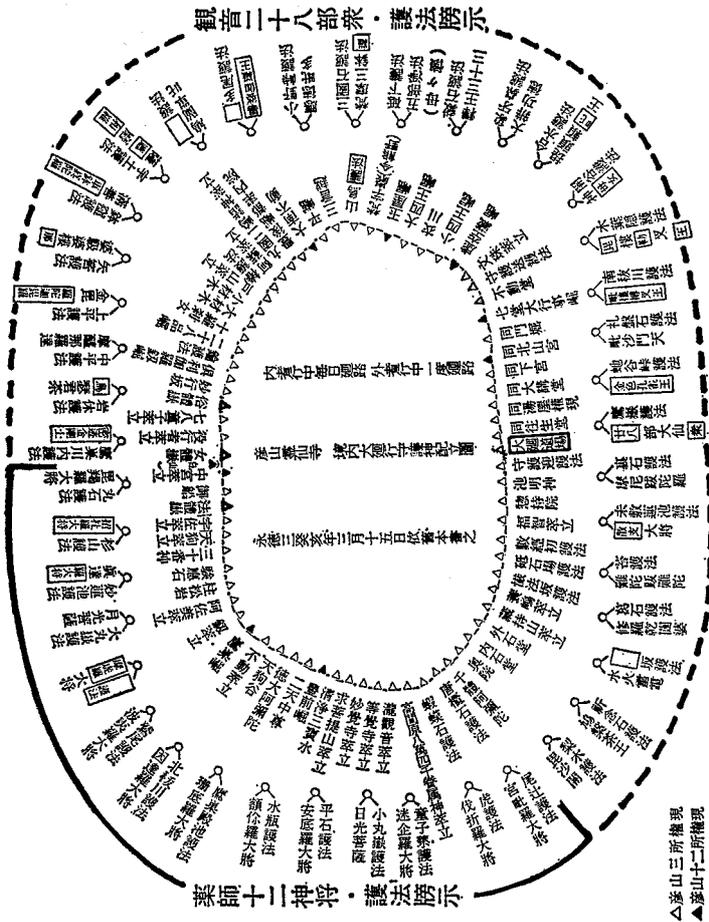


図1 彦山靈仙寺境内大廻行守護神配立図 (英彦山神宮文書)

実物は85.5cm×61.4cm

(注) 上記原図を基に、輪郭の薬師・観音勝示の区分、図中の( )内、三所権現・十二所権現などの区分を補足した。

一巡三〇kmを超えたと推定される英彦山靈仙寺境内の大修尾すなわち聖俗の境界路についてみると、凡そ北半には宮毘羅大将と尾辻護法、伐折羅大将と虎護法……毘羆羅大将と丸石護法に至るまで薬師十二神将とその地名を付した護法（土地の神靈）であり、それに薬師の脇侍として日光菩薩と小丸護法、月光菩薩と大丸護法を加えている。南半は千手観音を守護する密迹金剛士と鷹巢川内護法、烏瑟君茶と岩休護法……毘沙闍と梨木護法などの二十八部衆を配置している。以上合計四二か所の諸神・護法は、明治維新の神仏分離・廃仏毀釈によって英彦山修験道組織が崩壊すると共に、大廻行も断絶した為、その機能を失い、位置の確認できるところは極めて少ないが、地名や宗教遺物などから外廻路を推定したのが図2である。

一般的には僅か数か所の勝示（四至）で事足る境界点を、ことさら四二か所も配置し、しかも特に中世以降の民間に盛行した観音と薬師の守護神を勝示としたことは、俗界の行政権が侵し難い境界線であることを意図したのである。山岳行者はこれらを巡廻（巡拝）することによって、修行と聖域護持の目的を両立させた。それが英彦山の回峰行であったとみなされる。

中世の彦山は守護使不入権をもつ聖域であった。そのことは近世初頭において、豊前領主毛利勝信一族が彦山坊舎に対する課税や、殺生禁制の聖域で狩猟をしたことなどを理由に、彦山は豊臣政権に訴訟し、次のような裁決を得たことから判る(5)。

條々

九州彦山

- 一、当山之事被任先規之旨守護不入、可十方檀那事
- 一、山中竹木他方より不可伐採事

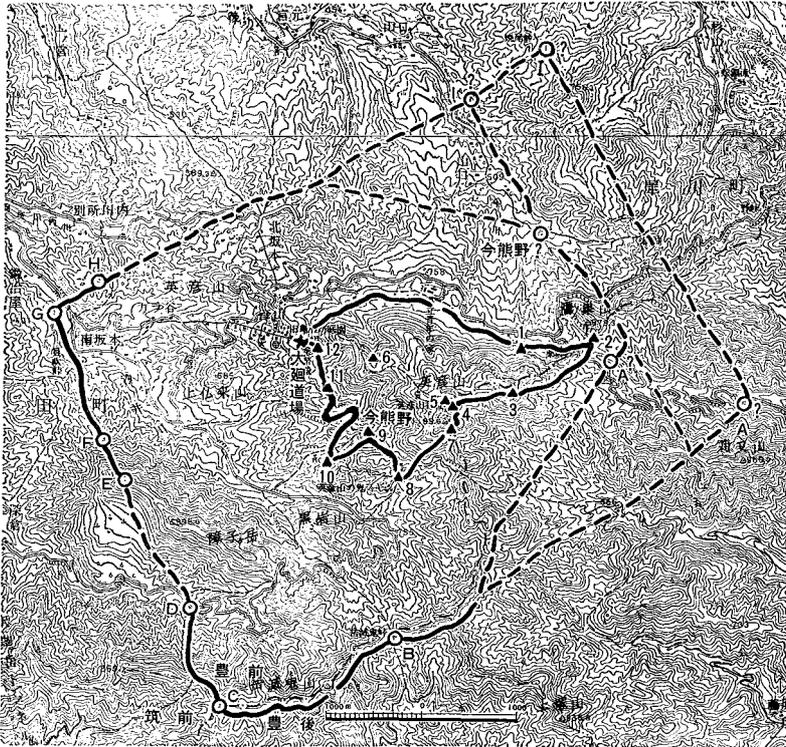


図2 英彦山大廻行（回峰行）の巡廻路想定図

（国土地理院5万分ノ1地形図「吉井」・「田川」を使用）

○(推定)  
 ○.....大廻行外廻路（大修尾）

- A. 12神ノ尾 B. 小野峠（岳滅鬼峠）  
 C. 三国石護法 D. 母ヶ懐（姥ヶ懐）  
 E. 象牙鼻護法 F. 合水護法  
 G. 南畝川護法 H. 鷹嶽護法  
 I. 焼尾

▲——大廻行内廻路（小修尾）

1. 豊前峯 2. 鷹栖峯 3. 法体嶽  
 4. 女体嶽 5. 白山 6. 中宮華立  
 7. 俗体嶽 8. 大南不動  
 9. 梵字嶽（今熊野峯） 10. 玉屋峯  
 11. 大行事峯 12. 下宮

一、於当山内、鹿狩不可仕之事

一、從当寺中逐電之輩不可拘留事

一、諸国より勸進物之俵子不相留事

右壁被仰出訖、若於違犯之輩者、速可被処科者也 仍執達如件

慶長五年三月五日 長東大藏大輔 花押 (財政管理)

増田右衛門尉 花押 (行政と大事件処理)

徳善院 花押 (公家社寺管理)

右のような守護使不入権をもった彦山聖域の境界は、大廻行大修尾の廻路と合致するようである。その詳細な論証と聖域起源は別紙に譲るが(6)、江戸時代においても次のように記されている。

山ハ三国、筑前上座郡、豊後日田郡、豊前田河郡・仲津郡・下毛郡境ニ而、東北ハ薬師十二神将、西南ハ法華二十八部衆結集シタモフ、大廻行人是ヲ察ル也…(略)…大修尾ハ境之儀故、有誉公甚大切ニ思召候而…(?)。

つまり彦山は三国境にあつて隣接の郡界には薬師十二神将と法華(観音)二十八部衆を配置して境界とし、大廻行人がこれを司祭している。したがつて彦山座主有誉公は大修尾を彦山聖域と他領俗域との境界の儀として重視したと  
いうのである。さらにまた、

三国界ノ事ハ延宝年中、広有座主遷化ノ砌ニ、小倉府ノ二木即入ト云士、彦山ノ僧徒ニ不問シテ、田川郡・中津郡ト彦山ノ界ト称シテ、護法ヨリ内ニ傍示ヲ立テ、郷村ノ者ニ書付ヲ渡シ帰リシヲ、役僧シタヒテ香春駅ニ至テ面見セントスレトモ敢テ不応答云々(8)。

右のように彦山の僧徒としては、護法は他領すなわち俗界との境という認識をもっていたから、小倉藩が護法の内側に傍示を立てたことは、彦山聖域を侵したものととして抗議したことが判る。

ところで大廻行の期間は永徳三年（一三八三）の凶には記されておらず、小修尾（内廻）は行中毎日、大修尾（外廻）は行中一度となつてゐる。江戸時代の『私語集』<sup>（前掲7）</sup>には三月十五日から五月四日までは小修尾、五月五日から三十日までは大修尾としてゐる。また大廻行人の数も少人数である（座主扈從・越家各一名、行人二名、安永の頃からは扈從は不参加となる）。このような状態で聖域境界の警固と言へるのかと疑問になるかも知れないが、これら行人の背後には、江戸時代でも約二五〇坊の山伏が控えていたから、境界の事情に詳しい少人数による定期的な巡廻と考えればよい。事実、臨時的な境界確認の手段として、享保三年（一七一八）に幕府役人による諸国高山御見分のとき、大廻境の東西南北外側に「狼煙」を立てたことも記してゐる。そしてまた大廻境（外廻大修尾）すなわち彦山聖域の境界から法螺貝を吹けば、山伏集落や常住の寺社には聞こえる距離であり、「集合・登山・下山・止め・休め・立て・進め・別れ・早足・呼合・受け・非常・通常・先達呼・自宅安全・成就・終了」など多彩な音符があつた<sup>（8）</sup>。

## 二 聖域の中枢部を巡拝する小修尾（内廻）

日光山から彦山に來住して大先達となり、更に白山行者へ彦山修験道の修法を伝えた阿吸房即伝が、大永五年（一五二五）に記した『三峯相承法則密記』「第一、新客等入峯以前内行事」<sup>（10）</sup>によれば、「毎日一度満山繞堂不可有懈怠。護身結界身器清淨而可運入峯成就即身頓悟精誠者也。次日教事可准峯中日教也」と述べてゐる。入峰修行に初参加の新客は心身を清淨にして、即身即仏となるため、入峰の前に毎日一度の満山繞堂すなわち回峰行（小修尾）を怠らないこと。期間は入峰の日数に準じること（春峰に参加の場合は七五日、夏峰は四〇日、秋峰は三五日）と教へてゐる。

入峰は山伏入門の必修の行であり、十五歳頃から二十歳台の新客が多く、成人式の性格も持っていた。したがって

回峰行小修尾もまた山伏となるための必修条件であったことになる。小修尾による一巡十三kmの路は、英彦山聖域の中枢部を廻るものであり、現在の登山・参詣路として継承されている部分が多い。巡拝地は彦山三所権現と信仰される南岳（俗体権現ぞうたい 〓 釈迦いざな 伊弉諾尊鎮座）、中岳（女体権現にょたい 〓 千手觀音いざなみ 伊弉冊尊鎮座）、北岳（法体権現ほつたい 〓 阿弥陀あまのよしみ 尊鎮座）を含む十二所権現をはじめ、合計七四の拝所があり、現在も約半数は確認できる。

新客に対して入峰以前に数十日間の満山繞堂を義務づけたことは、彦山聖域内の寺院・社堂・石窟をはじめ、由緒ある地物、眺望される周囲の聖山・靈廟（求菩提山・福智山・阿蘇山・宇佐）などの所在や知識の反復学習を課したことになる。その結果は、俗人に対する登山のガイド（先達）として、聖域のタブーや靈験あらたかな多数の拝所を悉く熟知し説明する能力を持つことになる。それが山伏社会の成人式でもあった。もちろん満山繞堂の小修尾が厳しい宗教儀礼を主体としたものであったことは、拝所の一つである豊前嶮（豊前坊・高住神社）に奉納された次のような宝牛の銘(11)によって窺える。

一夏九旬の間、烈風雷雨を厭わず、此神社に詣て、櫓しほみを摘み、阿伽を汲み、法華の行を修し、上は諸仏及び護法天神を供養し、下は一切衆生を化度するの秘法なり。

中世の入峰には新客が何十人という記録があるので(12)、その前行である回峰行（小修尾）を行なう新客も多かったことになる。したがって大廻行人は一夏九旬の期間を少人数で、しかも大修尾は行中一度であっても、成人式に相当する厳しい三季入峰の前に、多数の新客が満山繞堂をしておれば、彦山聖域内部の警固役を果すことができたと考えられる。ただし江戸時代になると、入峰の前行としては著しく期間を短縮、または全く省略したようである。

小修尾と大修尾の關係について結果的にいえることは、彦山聖域の中枢をなす三所権現（十二所権現）などを巡拝

する小修尾が、大修尾によって確保された俗なる行政の及び難い聖域の中で、明治維新まで保持されたことである。なお高野山の場合も、かつては七里結界の四至や外八葉・内八葉の回峰路があつて、殊に金剛峯寺や空海入定の奥ノ院などを取り囲む、摩尼山・転軸山・嶽弁天・大門を廻る内八葉の回峰行は、聖域中樞部警固の使命を帯びていたことを五来重氏は最近指摘されている(13)。

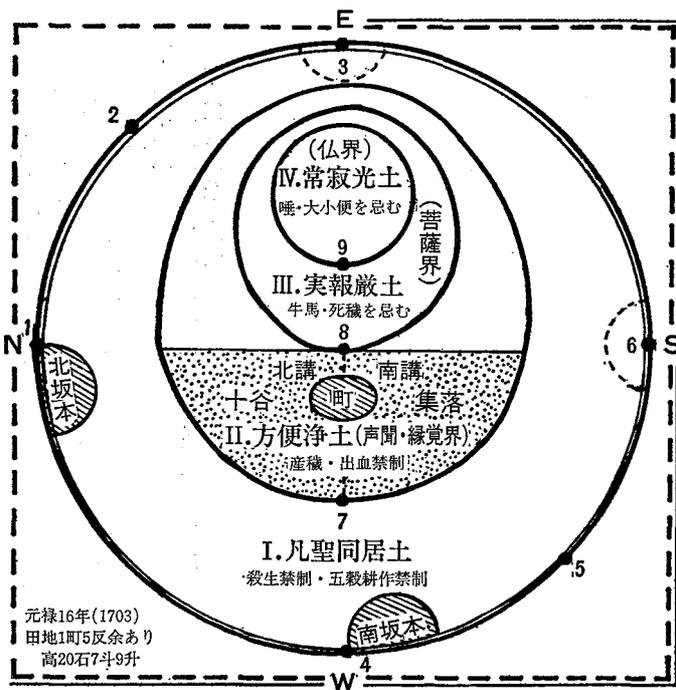
### 三、四土結界による聖域環境の維持

#### 一、俗権を除去する四土結界

俗なる行政の干渉を拒む聖域には、俗世間と異なる諸々の規制・禁制を設けた。英彦山の場合、起源は明らかでないが明治初年に至るまで、山伏集落内での出産は禁制であり、妊婦は山麓の俗家(農家)まで下って出産した(写真1(下))。また安政五年(一八五八)に至って初めて解禁となった稲作は、鎌倉時代の『彦山流記』の中に、「谷ニ一畦ノ耕田無シ」と記録されていることから、禁制の歴史は古くて長い。女人禁制は江戸時代には解かれていたことが『塵壺集』によって窺われる。同書には女人導者が赤不浄の場合、四土結界(四重の圏)のどの圏内で不浄が始まったかによって、圏内から先に進まず、後戻るように定めているが、最終圏内(山頂部)で不浄となった場合は社参してもよいとしている。

山内に居住する山伏や俗人(町人・農民)に対する右のような内容を含む式目・法度が、寛永一九年(一六四二)には、それ以前からのものを条文化し、二三カ条の式目と二三カ条の法度として座主有清の名で布告されている(14)。しかしそれを山内居住者には徹底できるとしても、広く全九州の信仰圏から登拝に来る多くの檀那(農民が主体)は、

薬師十二神将・護法榜示



観音二十八部衆・護法榜示

図3 英彦山聖域と四土結界概念図

作図資料：富松坊広延『慶壺集』宝暦12 (1762), 大廻行図等による。

坊家集落 俗家集落 中世に存在した集落跡

霊仙寺境内界 (大廻行外廻路) 制道

● 結界 (榜示) — 四土結界区分線

1.北祓川 2.別所祓川 3.鷹栖嶽 4.南祓川 5.小祓川

6.玉屋祓川 7.一ノ鳥居(銅) 8.二ノ鳥居(石) 9.三ノ鳥居(木)

式目・法度の条項を総て知るはずはない。毎年二月一四・一五日の松会祈年祭(五穀豊稔祈願)の両日で、江戸時代中期には、多い年には七八万人の参詣者が群集したと、関銭の徴収額によって推定している<sup>15)</sup>。それほどの多人数に対し、あるいはまた豊前小倉藩主、肥前佐賀藩主は彦山権現に対する大檀那の信仰を寄せていたから、藩主や藩士の登拜もあり、また幕府巡見使を迎えたこともある。そのような

写真1 英彦山「四十結界」の景観

上 英彦山神宮本社(上宮)の鎮座する中岳山頂(一九七九年一月三日撮)。

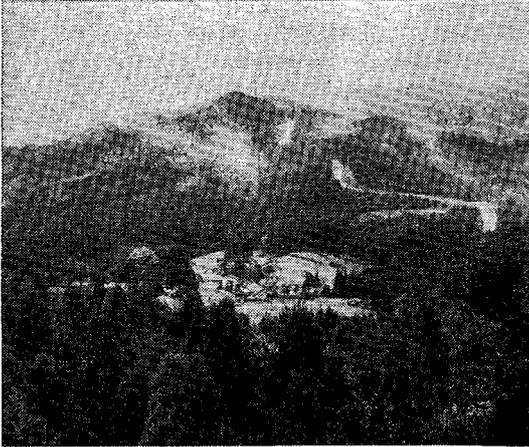
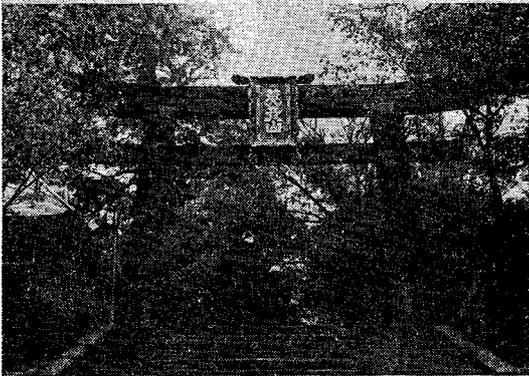
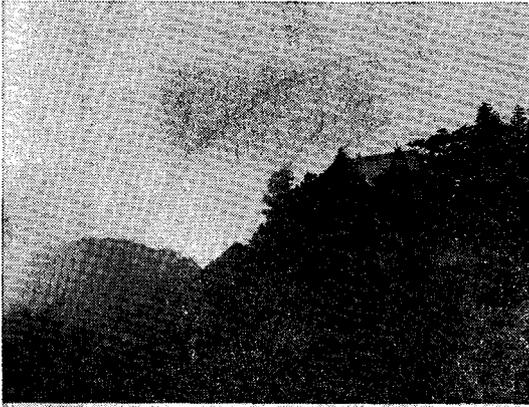
山頂部の南岳(写真左前方)・中岳(写真右半)・北岳は天台思想の「常寂光土」として、理想と現実の一体化した絶対的浄土であり、人間が清浄な自然そのものに融合し帰一できる世界とした。

中 表参道の銅ノ鳥居(重要文化財)(一九七九年一月三日撮)。

この鳥居(結界)を潜ると仏・菩薩の声を聞き縁を悟る「方便浄土」の世界となった。鳥居は寛永一四年(一六三七)佐賀藩主鍋嶋勝茂寄進。「英彦山」の額は享保一四年(一七二九)靈元法皇の院宣による寄進以後は従来の彦山から英彦山と改称された。

下 山中の北坂本集落(一九八七年一月三日撮)

俗聖の同居する「凡聖同居土」の世界とし、妻帯山伏の産屋集落となっていた。この付近で稲作が解禁となったのは安政五年(一八五八)以降。



俗的権力者や俗人を受入れた場合の英彦山としては、聖域内において俗権や俗習慣が行使されないように、聖域としての仕来りに同調させながら、俗なるものを除去させる必要があった。江戸時代の記録ではあるが、英彦山では天台思想にもとづいて図3に模式的に示したような四土結果を設定することにより、山内居住者は勿論のこと、俗界から入山した権力者や一般の檀那に対処した。

具体的には、英彦山三所権現の鎮座する山頂部の山体（北岳・中岳・南岳）を中核として、四土結果すなわち四重の同心円状の聖域圏を設け、外縁の北から東にかけて北祓川・別所祓川・高巢岳<sup>(鷹)</sup>、南から西にかけて玉屋祓川・小祓川・南祓川を結ぶ制道（結界の道）で区画した。この四重の聖域圏は、山麓部から山頂に向って、Ⅰ凡聖同居土、Ⅱ方便浄土（方便有余土）、Ⅲ実報嚴土（実報無障礙土）、Ⅳ常寂光土に推移する。そしてⅠ↓Ⅱの入口に当る一ノ鳥居は金属製（銅鳥居）、同様にⅡ↓Ⅲの二ノ鳥居は石製、Ⅲ↓Ⅳの三ノ鳥居は木製で結界した。それぞれについて概観してみよう。

Ⅰ凡聖同居土 この圏内は文字通り凡（俗）聖の共存同居する準聖域の世界である。殺生禁制のほか、ここにある北坂本（写真1下）・南坂本の百姓集落は、俗界の百姓とは異なり、江戸時代末期までは五穀栽培も固く禁じられていた。制道外で僅かに水田を耕作したり<sup>(16)</sup>、圏内では坊家へ供給する蔬菜や茶栽培などを行なった。また諸坊家の婦人たちの産所という重要な機能を持っていた。

Ⅱ方便浄土 方便（仮の世界）の迷を脱し、真理の世界において仏・菩薩の声を聴き、仏縁を悟るが、なおまだ根本の迷が残存する世界である（写真1中）。この圏内に山伏の坊家が立地しており、俗人の参詣者を座敷に宿泊させた<sup>(17)</sup>。「坊中ノ客殿へ上宮ノ拜殿ナリ。依之今ニモ汚穢不浄ノ人ハ出入セサルソ」〔塵壺集〕ということから、客

殿(座敷)に宿泊させることは、俗人としての汚れを浄化する機能をもっていたとみなされる。また寛文十一年(一六七二)に町家約三〇軒も新設されたが、坊家と同様に出産は禁制であった。運搬用の牛馬は狭い隠れ道を通って坊家や町屋に至った。

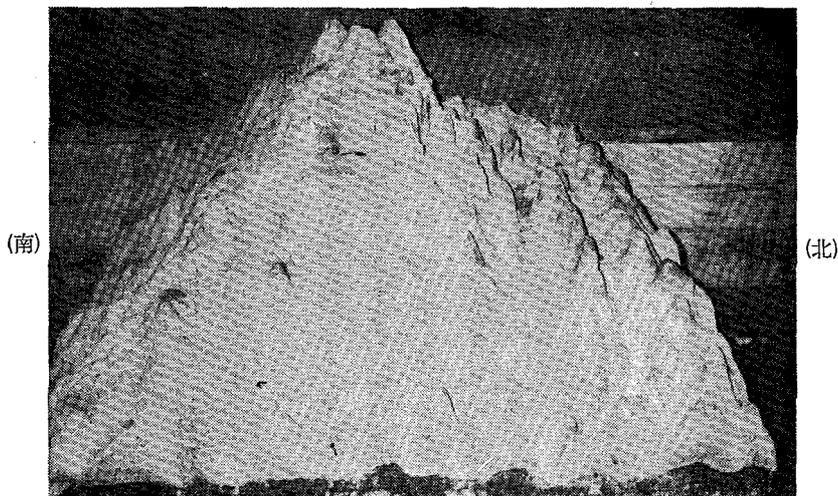
Ⅲ実報嚴土 菩薩の生まれる所であるから、死穢を忌み、断惑の成果が滞りなく実証される世界となっている。牛馬などをこの地に入れることも禁制である。山頂部の三所権現を除く山内の主要な社・寺・窟は、ほとんどこの圏内に設けられている。したがって大廻行の小修尾(内廻)も大部分はそれらを巡拝している。

その中には修験道の祖に託されている役行者(神変大菩薩)も、次の常寂光土への入口、木鳥居の側に祀られていることが永徳三年の大廻行図(図1)からも読みとれる。

Ⅳ常寂光土 山頂部の英彦山三所権現を中心としたところで、理想と現実、寂(静)と光(動)の一体化した世界である。したがって此岸と彼岸を超越して体得される真の絶対的浄土であり、ここに存在する仏は(三所権現の本地仏である阿弥陀如来・千手観音・釈迦如来)、時間・空間にわたる宇宙の統一体であり、永遠にして絶対的存在の世界とされた(18)。この域内では大小便・唾をも忌むから、人為的汚染のない、清浄な自然そのものに、聖・俗人の如何を問わず融合し帰一できる環境であったといえよう(写真1上)。

常寂光土が彦山三所権現の鎮座する聖域の中核として、すでに平安時代から意識されていたことは、域内の南岳(俗体権現)山頂から永久元年(一一一三)銘の銅製経筒が出土したり、中岳(女体権現)山頂の上宮には久安元年(一一四五)に銅板法華経を納めたり(『彦山流記』)、北岳(法体権現)からは七世紀後半―九世紀の新羅仏が出土していることなどから推察される(19)。

(東)



(南)

(北)

(西)

写真2 英彦山聖域を示す「山ノ木図」(彦山小形)  
実物は東西136cm, 南北137cm, 最高64cm, (英彦山神宮蔵)

## 二 聖域を立体表現した彦山小形(山の木図)

四土境界の周域を更に包括したのが前に検討した大廻行の大修尾(外廻)であり、聖・俗の境界巡察を兼ねた宗教行動であった。そのことを補強し裏付ける物的証拠がある。それは「彦山小形・山ノ木図」などと称され、現在に至るまで英彦山の宝物として保存されている立体模型の存在である(写真2 英彦山神宮蔵)。

元和二年(一六一六)に小倉藩主細川忠興は、彦山靈仙寺講堂を再建した(棟札・英彦山神宮蔵)。伝えるところによれば、そのときの余材を寄木して、一辺約一四〇cm、最高約六五cmの彦山立体模型を作ったという。古来、生活空間の表現は絵図や平面地図を用いるのが通例であり、関知るす限りに於いて、彦山小形は現存する日本最古の立体地図のようである。絵図に比べて著しく手間を要し、保存にも特別な場所を必要とする。しかし誰にも目立ちや

すく、地域の重要性を、リアルな立体図で理解したい要望を生じた場合に限り、丹精こめて作成したものであろう。たとえば出羽国鳥海山（二二三〇m）でも、元禄十六年（一七〇三）から宝永元年（一七〇四）にかけて、山頂部の境界をめぐる庄内藩と矢島藩の論争があり、そのさい山の土型（土図）に和紙を貼り重ねて作製した「張抜き絵図」<sup>(20)</sup>と称する立体地図の複製が鳥海山麓の大物忌神社（山形県遊佐町）に保存されている。また明和四年（一七六七）に毛利藩の絵図師が、周防・長門の全域を約二・五万分の一の立体模型で表現し、孫の時代に至って藩主の献上されたことも指摘されている<sup>(21)</sup>。西国海上交通の要衝として、上ノ関・中ノ関・下ノ関を擁する二国であり、また幕末の長州藩では多分に軍事的な立体模型として活用されたことも予想される。

彦山小形の作成意図を明記した古文書は未見であるが、江戸時代における使用例をみると、公儀に対する彦山境界の説明や、現地との確認に再三用いていることから、おそらくは彦山が主張してきた中世の七里四方の聖域・守護使不入権などが、近世において周辺領主から侵されようとしたとき、彦山の僧徒が伝統的に四土結界の聖域と認識していた彦山三所権現・靈仙寺境内だけは、明確にして護持しなければという執念から、絵図では心許なく、立体模型を作って残したのではなからうか。『塵壺集』には山の木図と大廻行の関係を次のように述べている。

享保三年寺社監土井予州ヨリ彦山<sup>田川</sup>境<sup>見分</sup>アルヘントノ奉書来リ、御料ノ役人来テ古来ノ堺限リヲ計テ見分アリ、絵図ヲ認メテ下山アリ、其後延享・宝曆ノ巡見使ニモ山ノ木図ヲ以テ、古来ノ大廻界ヲ委悉ニ見分セラレシナリ。

右のように山ノ木図の作成は江戸時代初期であっても、木図の表現範囲は古来の大廻界（大修尾・外廻）すなわち彦山聖域と俗域の境界を説明することに用いたことが判る。

## 四、聖域に起因する福岡・大分両県境論争

## 一 明治時代における福岡・大分両県合意の県境

国土地理院発行の二・五万分ノ一地形図「英彦山」図葉には、英彦山頂部一帯に福岡県（添田町）と大分県（山国町）の境界線が記入されていない（図4）。富士山や筑波山では山頂部の境界論争も近年解決しているが、英彦山の場合は現在なお決着をみていないためである。英彦山では聖域を確保するために薬師十二神将や観音二十八部衆などを膺示したり、それらを巡拝しながら聖・俗部の界を警固した大廻行（大修尾）を実施していた江戸時代においても、すでに英彦山と豊後国日田郡（天領）、筑前国上座郡、豊前国田川郡・仲津郡・下毛郡との境は異論が多く、天保四年（一八三三）の『郷村高帳』（英彦山神宮文書）にも、たとえば「但豊前小倉領に相紛、睨と相分不申候得共、以前之印等者御座候」と記されている。豊前・豊後・筑前の三国にまたがる英彦山権現社領（靈仙寺領）の治外法権的な聖域に対する一般行政の干渉が、各時代における聖俗両者の力関係によって変動することによって起因すると考えられる。

当然のことながら明治維新の神仏分離令、四年の廃藩置県、五年の修験宗廃止令（天台・真言の何れかへ帰属）など、政・教両面の変革によって、英彦山修験道の組織的な宗教活動は継続不能となった。また英彦山の所屬行政区も再三変動した。幕末には長州藩の尊王攘夷派に加担する山伏が多くなり、佐幕派の小倉藩は英彦山不穏とみて、文久三年（一八六三）以後、小倉藩兵の監視下におき、親長州派とみなされた約二〇名の山伏たちを小倉獄に連行し、六名を断罪している<sup>22</sup>。山内の山伏たちに対しても、最大の生活財源となっていた九州諸国や防長二国への檀那廻り

(配札・配葉・加持祈禱などをして布施を得た)を一時禁止したり、行動範囲を制限するなどしたため、山伏たちの生活は逼迫した。

このような情況下に明治維新を迎えたため、英彦山は豊前小倉藩の管轄となることを忌避し、明治二年には旧天領の豊後日田県への編入を実現している。しかし同五年には再び小倉県所属を申し渡され、九年には福岡県に併合になるなど変転した。一方、英彦山の分水嶺を越えた南に隣接する豊前国下毛郡槻木村は、中世までは彦山四至の内であったが、近世には豊前中津藩領となっていた。明治四年の廃藩置県で中津県から同年のうちに小倉県となり、九年には大分県となつて、彦山村は福岡県、槻木村は大分県に所属する結果となつた。当時すでに南北朝時代以前からの伝統をもつ英彦山聖域(霊仙寺境内)の境界を巡拝する大廻行(大修尾・外廻)は断絶していたこともあつて、明治三年(一九〇〇)測図、同三六年製版の五万分ノ一地形図「吉井」(初版)が発行されたとき、福岡県(田川郡彦山村)と、大分県(下毛郡槻木村)の境界線は、明治維新以前の英彦山聖域を分断し、英彦山旧三所権現の鎮座する北岳・中岳・南岳(明治以後は中岳山頂の英彦山神社本社(写真1上)に合祀)山頂を連ねる分水嶺が県境(村界)となつていた。

ところが不可解なことには、地図の記載とは異なる県境が、地図の実測を終了した翌年の明治三四年に、福岡県と大分県で次のように合意されていた(23)。(文中のカッコ内は原文通り)

大分県下毛郡槻木村及福岡県田川郡

彦山村境界未定線立会調査書

一、従来大分県ノ主張線ハ小笹附近既定線ヨリ上宮ヲ經テ菜師峠附近既定点ニ至ル峯路(別紙朱書各号標)ニシテ福岡県ノ主張線ハ右全点

ヨリ大根、床尾、九寧、坊谷等ヲ通過シテ右全点ニ達スル経路(別紙図面黒番ノ各号標)ナリトス

一、右ノ主張点ヲ双方ヨリ譲歩シテ双方便宜ニシテ又他日紛争ノ憂ナシト認ムル界線左ノ如シ

第一、西部既定点(朱十六号)ヨリ全猫ノ丸尾(黒六号)ニ至リ全所ヨリ法体峯(朱五号)ニ至ル見通線ヲ界線トス

第二、右法体峯ヨリ以東ハ東部薬師峠附近ノ既定点ニ至ル点ハ右峯筋(別紙朱五、四、三号)ヨリ南部百間(平面)ヲ隔テ、併行ヲ画シ

テ界線トシテ福岡県ノ主張線ニ至リ右両線交叉点ヨリ既定線(別紙黒二点)ニ至ル

右、明治三十四年四月二十四日

福岡県属 左 正武

全 池田常三郎

大分県属 田嶋七郎

大分県槻木村は、英彦山聖域の中核をなす山頂部(旧彦山三所権現)を二分する自然的分水嶺を行政境界と主張したのに対して、福岡県彦山村は永徳三年(一三八三)の「彦山靈仙寺境内大廻行守護神配立図」の外廻(大修尾)経路と符合する英彦山南東斜面の山腹を境界と主張している。彦山村のそれは明治十年頃と推定される「三小区彦山村図」(檜垣元吉氏蔵)や、明治二〇年前後の作成と推定される「英彦山大絵図」(添田町役場蔵)にも図示されている。

一方、槻木村には大絵図などの古地図は残っていないが、分水嶺を彦山村との境と立証する何らかの有力な資料があったであろうか、結局は双方より譲歩して、他日紛争の種にならないと認められる境界線として図4の㊸線が決定したことになる。現在もこの地域の国有林は、英彦山分水嶺を越えた㊸線まで、土地台帳では大字英彦山字二ノ御嶽二六番地として、福岡県直方営林署が管轄し、それより東側の山麓を大分県中津営林署が管轄している。このこと

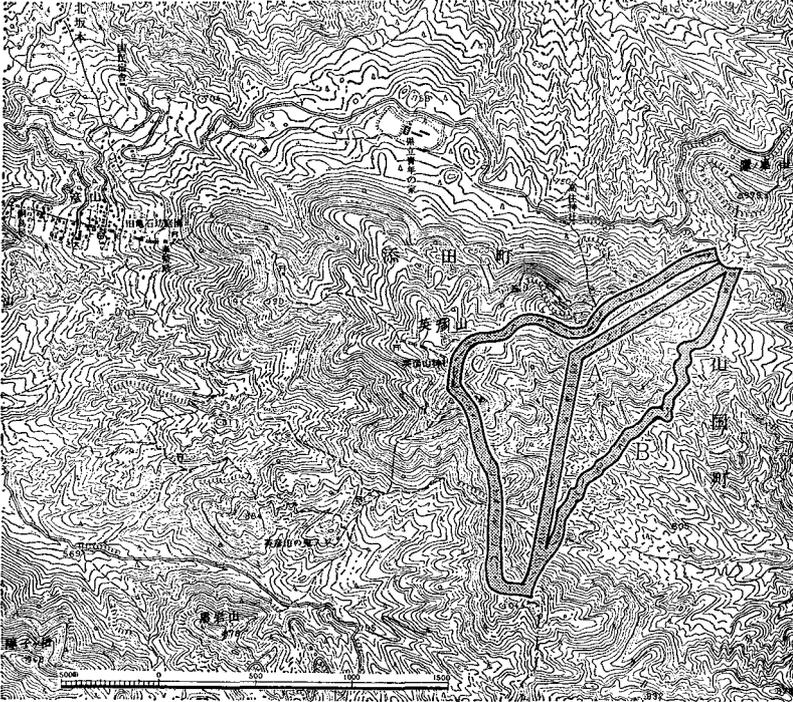


図4 英彦山付近の未確定（論争）県境

（国土地理院2.5万分ノ1「英彦山」昭和50年発行図を縮小）

- A 明治34年，福岡県・大分県妥協の境界線
- B 上記妥協前の彦山村（現在，福岡県田川郡添田町）主張の境界線
- C { 上記妥協前の槻木村（現在，大分県下毛郡山国町）主張の境界線  
 ※昭和42年以来，山国町の主張する境界線

作図資料：明治34年4月24日「大分県下毛郡槻木村及福岡県田川郡彦山村境界未定線立会調査書」による ※添田町・山国町境界関係資料による  
 但し明治34年の境界線記入図と，現在の2.5万分ノ1地形図では，正確度に誤差があって転写困難なため，境界線付近を帯状に示した。

は明治三四年の福岡・大分両県の譲歩による境界線が生きていたことになる。それが何故に地方自治体の行政境界未確定域（「争論境界」）として残されているのか、その経緯を次に述べる。

## 二 英彦山をめぐる福岡・大分両県境問題の再発

### (1) 大分県山国町と福岡県添田町による町界（県界）論争の発生

昭和四二年一月一三日、大分県山国町長は福岡県添田町長宛に、国土地理院発行の五万分ノ一地形図「吉井」の複製を添付して、地形図上の境界線が両町（両県）の境界線と一致することの確認証明を求めた。これに対して添田町長は即日「上記の通り相違ないことを証明する」旨の通知を返送した。更に四四年二月一三日には両町によって、現地調査を実施し、地形図の境界通りであるという確認書を取り交している。つまり両町とも明治三四年の合意境界線の存在を忘却していたのか、別個に五万分ノ一地形図の境界線に基く確認に終始していたことになる。

当時、何故に町境（県境）に関して確認書を山国町が添田町に請求してきたのであろうか。山国町と添田町（福岡県）の境界論争の経緯（山国町役場資料）によれば次のように述べている。

「昭和四二年山国町が国有資産等所在市町村交付金申請のため、山林面積を調べたところ、問題部分の山林がうかび上ってきた。中津営林署に問い合わせたところ、問題部分の山林は、直方営林署の管轄であることが判明した。山国町では当該山林は、国土地理院の地図からみても大分県側にあり、当該山林に対する交付金は山国町に交付されるべきものであると主張したことからいろいろ問題が生じたものである」。

要するに国有林交付金のうち、直方営林署の管轄する④線と⑤線間の部分は福岡県添田町に交付されることになるので、五万分ノ一地形図に記載された県境（④線）の通り山国町に交付されるよう意図したことになる。ところが九

州の国有林を管轄する熊本営林局としては、明治三四年の福岡・大分両県の合意による県境に基いて、福岡県側は直方営林署、大分県側は中津営林署が管轄を分担している関係上、担当地域を変更することになれば両県の行政区界としての県境変更の理由と確認を必要とすることになる。

熊本営林局からの確認文書によって明治三四年の県境合意書の存在を承知した添田町は、昭和四六年十月二三日山国町長に宛てて、昭和四二年十二月十三日付の境界確認書を破棄し、明治三四年四月二四日に福岡・大分両県で確認決定された境界線を遵守する旨の通知を行っている。逐一の推移は省略するが、福岡県添田町と大分県山国町の立場は、現段階では次のようになっていいる。

(2) 福岡県および清田町の境界に対する見解

添田町の主張を最もよく表現したのは昭和四八年二月二八日付建設省国土地理院長・同九州地方測量部長・福岡県知事に宛てた「大分県山国町との町境界（一部）訂正について」による左記①—⑤、および同年七月一八日に九州地方測量部長宛の⑥である。

① 明治三四年四月二四日付「大分県下毛郡槻木村および福岡県田川郡彦山村境界未定線立会調査書」による後日紛争のないよう境界線の協定が福岡・大分両県において締結されていること。

② 添田町付固定資産関係図（字図・大絵図）によってもそのことが立証されること。

③ 農林省は①にもとづいて正式な行政区界とし、国有林の林班図においても中津営林署部内平鶴国有林（大分県）と直方営林署部内英彦山国有林（福岡県）が明確に区分され、今日まで施業されていること。

④ 大分県山国町の申入れに対し添田町は図面上の境界を確認したままで、①の境界が真実なものであり、今後この

境界を遵守し両町の境界を明確にしたい。

⑤ 昭和四七年八月の国土地理院の二万五千分ノ一地形図の修正実施にあたり、境界訂正を申請したこと（但し⑥の結果、「争論境界」として再申請した）。

⑥ 昭和四八年七月十四日に大分県山国町長と協議の結果、両町においてそれぞれ県地方課に本境界の件について、両県で協議方を申請した。

(8) 大分県および山国町の境界に対する見解

前記のように福岡県添田町の主張は明治三四年の大分県との合意書による県境が総ての根拠になっている。これに対して大分県山国町の主張するのは五万分ノ一地形図の県境であり、明治三六年初版の「吉井」図幅以来、福岡側から県境（村・町境）の修正や異論はなされなかったことを主張している。その点検討してみると、地形図の改訂毎に現地に確める「地名調書」（国土地理院蔵）で現存する当該地最古のものは、昭和十一年の福岡県彦山村と大分県梶木村であり村界については次のように記している。

（地名調書用紙甲） 証明書

福岡県田川郡彦山村

右昭和二年以降村境界ニ異状ナキコトヲ証ス

昭和十一年六月二日

田川郡彦山村長 広瀬久太 印

（地名調書用紙乙） 山岳

英彦山

大分県界ニ聳ユ

官幣中社英彦山神社頂上ニ鎮座ス（他は省略）

## (地名調書用紙乙)

境界変更昭和二年后変更ナシ

前書之通ニ候也

昭和十一年六月二十一日

大分県下毛郡槻木村長 宝珠山重次 印

## (地名調書用紙乙) 参考

英彦山及ガメラキ峠西ニ聳ヘ何レモ県境界頂上マテ五十町北ニ大ケ岳聳ユ

右のように両村とも昭和二年以降変化なしとしているが、明治三六年の五万分ノ一地形図「吉井」初版以降のものをみる限り、県境の記載に変化はないので、その当時から不動であったことになる。また福岡県添田町の主張根拠である明治四三年の「境界未定線立会調査書」について、大分県地方課は次のように考えている(山国町役場資料による)。

①県の境界にわたる町村の境界の争論については町村制には規定がないので、法的根拠をもつものではないと思われる。

②この立会は県・町(村)の行政界確定のために行われたものと解さなければならぬ根拠はなく、むしろ国有林野管轄権設定のための便宜上のものであると解する。

③昭和十一年六月二日付彦山村の「地名調書用紙乙」、一二年六月二十一日付槻木村の「地名調書用紙乙」とも英彦山を境界と表示しており、また以後も何度か県境が国土地理院の地形図上の境界と両町で確認されていることから見て、境界は地形図上の線である。

④このあたりの県境はいずれも嶺通りを境としており、当該地のみそうでない結果となるのは疑問である。

付、更に調べる必要ありと思える事項

(1) 明治三〇年八月三日香第二〇九号(境界の義に付き照会……)の内容は何を求めたものか(これをもとに両県の立会が行われている)(24)。

(2) 明治以前の絵図等はないか。

## 五、結び

日常の実務的道具やそれを帯した行動が、信仰対象や宗教儀礼となることは意外に多い。古くから職人はその用いる道具を聖なるものとして取扱ひ、農民は農具や農作業に精魂をこめ、全国各地の神社に豊穰を祈る御田植祭となつて伝承されていることでも判る(25)。

修験者の山岳抖擻とさうに必要な修法具である十六道具は(26)、歌舞伎『勸進帳』の「山伏問答」でも知られるように、宗教的甚深な意味をもっている。しかしたとえば大日如来五智円満の宝冠を表わす「頭襟とぎん」は、実務的には取りはずして水受けや水飲みの容器に使う。「班蓋はんがい」は母胎内にあつて衣那を戴いた姿と観想するが、日射や風雨には実に効果的な笠である。「鈴懸」の衣で山野を行動すれば誠に軽快なことに感心させられる。「金剛杖」は破魔・仏法護持・金胎不二の塔婆を象徴するが、山道では実用的な杖である。初参加の新客にとっては薪や水桶を運ぶ担棒にも用いる。

修法に關しても、たとえば山中での修行や生活に「薪・水」の確保が極めて必要であり、それが「小木・關あか伽」の必修作法を生じたとされている(27)。英彦山から宝満山への入峰にゅうぶ(峰入みねいり)では不動岩の岩頭で焚く採灯護摩は、英彦

山宿坊に対する予定通りの修行進行を知らせる合図としていたとの伝承は、記録によって実証された<sup>(28)</sup>。

右のようなことから英彦山霊仙寺境内大廻行大修尾（外廻）が聖域境界の巡察行動となっていたり、満山繞堂の小修尾（内廻）は、英彦山三所権現を取り囲む多様な信仰対象を悉く熟知させる山伏への入門式（成人式）を意図した修行とみなすことが可能であろう。そして大廻行の大修尾と小修尾の双方に「一か所づつ」「今熊野」が勧請されていることは<sup>(29)</sup>、養和元年（一一八一）に後白河法皇が新熊野社に施入された「豊前国彦山」の聖域を明確にしておく必要性が宗教儀礼化した徴<sup>しるし</sup>ではないかと考えられる。

聖域を俗なる行政権から隔離し保持することは容易でない。山岳霊場の聖域といえども山伏のように妻帯していれば、その生活財源は俗人の布施に依存度が強くなる。したがってより多くの参詣者を誘うことによって聖域の俗化は促進される結果となる。寛文十一年（一六七一）に彦山の宿坊集落の中央部に、約三〇軒の町屋が新設されたことも推察されるが、そのような聖域内の俗化を防ぐために、既に鎌倉時代には大廻行境界の中では五穀耕作を禁じられていたことが『彦山流記』によって判る。更に聖域の核心に相当する彦山三所権現を祀る山頂部は、何としても俗塵に染まることを防止する知恵として、天台思想に基く四土結界（四重の結界）を古くから設定したのではないかと考えられる。

明治維新における国家神道の実現を意図した神仏分離令や、藩政に根ざす行政の改革と財政の確立を目指した廃藩置県・社寺領上知（上地）令・地租改正、明治十年前後の大区小区制、明治二三年の市制・町村制などによって、山岳霊場としての英彦山は法難の中で揉みに揉まれ、聖域は行政的に分断された。その後遺症は現在も福岡・大分両県に「論争境界」を生じている。

神仏分離令以前は英彦山修験道の組織に山奉行を置き、聖域内では「楊枝ほどの木」でも盗み切れれば課役に処せられた〔寛永十九年十三か条法度<sup>(14)</sup>〕。また峰入の山伏たちは、山中に宿泊したときは宿立にさいして、必ず關伽水と杉山の入念な検分をすることが義務づけられていた<sup>(30)</sup>。

近代化・合理化に向けて発展した明治以後であるが、僅か約五四km方に過ぎなかった古来の山岳靈場・英彦山の自然まで、経済的資源として消耗した人間の知恵と、聖域という精神的観想の中で一般、行政の干渉から隔離して自然を残した人間の知恵は、果たしてどちらを評価すべきであろうかと考えさせられる。

#### 注記

- (1) 『彦山流記』(高千穂家文書)、奥書の建保元年癸酉七月八日は、改元前の建暦三年(一二二二)であるから後世の作であるが、文中の今熊野窟に関する現地における磨崖の銘が、嘉禎三歳(一二三三)となまっていることや、奥書を敢て古代に遡上させていないことから、鎌倉時代の彦山を記述した参考資料として貴重。
- (2) 慶応四改明治元年戊辰『当番日記』(守静坊文書)三月二十八日「大廻撰待如毎年執行」と記されているが、明治二年の『当番日誌』(高千穂家文書)以後には見られない。
- (3) 彦山では回峰行を大廻行・大回などと称したが、比叡山でも南北朝時代には、『北嶺大廻次第』(「回峯手文」)『比叡山と天台仏教の研究』四〇七頁、名著出版、昭和五十年)と記録されている。
- (4) 景山春樹「天台と修験道」『比叡山と天台仏教の研究』二二七頁、名著出版、昭和五十年。
- (5) 伊東尾四郎編「彦山文書及記録」『福岡県史資料』第八輯、一九三頁、福岡県、昭和十二年。
- (6) ①拙著『英彦山修験道の歴史地理学的研究』五二―七二頁、名著出版、昭和六十二年。  
②拙稿「彦山大廻行(回峰行)の実態」『東アジアと日本(宗教学学編)』田村圓澄先生古稀記念会編、吉川弘文館、昭和六十二年。

- (7) 英彦山修験大先達富松坊広延『私語集』安永七年(一七七七)(智妙坊文書)。
- (8) 富松坊広延『塵壺集』宝曆十二年(一七六二)(法城坊文書)。
- (9) 前掲(6)⑩(三八五頁)、法螺貝の音響効果は、地形やその時の気象条件で異なるが、英彦山の場合は二―三キロメートルが有効範囲、五キロメートルくらいになると紫灯護摩や狼煙を用いたことが入峰記録に記されている。
- (10) 阿吸房即伝『三峯相承法則密記』『増補改訂日本大藏経』第九四卷、三二三頁鈴木学術財団、昭和五二年。
- (11) 勅進主、英彦山大廻大越家法印前増光坊白牛『英彦山豊前坊神前宝牛を鑄の序』維時天保八酉丙(丁酉の誤筆)年九月、(守静坊文書)。
- (12) 前掲(10)三四五頁、「度衆何十人、新客何十人」と記述されている。
- (13) 五来重『高野山の山岳宗教』、昭和六二年山岳修験学会、特別講演要旨による。
- (14) 拙稿「山伏社会の秩序」『英彦山修験道の歴史地理学的研究』二五二―二七七頁、名著出版、昭和六二年。
- (15) 彦山住安住院本模『英彦山全図』寛政四年、(平戸市松浦資料館)。
- (16) 天保四年(一八三三)「田畑三町老反歩余、年貢米壹石七斗、座主江取来候」『豊前国之郷村高帳』(英彦山神宮文書)。
- (17) 前掲(6)④、四三四頁。
- (18) 中村元『仏教語大辞典』(東京書籍、昭和五六年)によって四土結界を説明した。
- (19) 『英彦山修験道遺跡』、(添田町埋蔵文化財調査報告書)添田町教育委員会、昭和六十年。
- (20) 佐藤甚次郎「江戸時代の立体地図」『地図情報』通巻十八号、一一―一四頁、地図情報センター、昭和六一年。模型は底辺五八cmと三五cm、最高一五cm。
- (21) 川村博忠「江戸時代作製の張抜き地形模型『防長土図』『地図』二〇巻二号、二〇―二五頁、昭和五七年。
- (22) 拙稿「明治維新と英彦山山伏」『増補英彦山』八九六頁、田川郷土研究会、葦書房、昭和五三年。
- (23) 昭和四六年七月三十日に熊本営林局長より、福岡県知事に宛てられた「大分・福岡県境の確定について(照会)」の添付資料。
- (24) 推察すると、明治三十年八月三日に福岡県田川郡香春郡役所(彦山村管轄)を通して、福岡大林区署から福岡県へ照会のあった福岡県彦山村と、大分県槻木村の境界について、県は即答を避け、明治三四年に至って両県合意の県境を確定し、そ

の旨を同三五年一月一五日付で県は福岡大林区署に通知したものと考えられる。

明治三〇年当時は、同三二年（一八九九）に施行された「国有林野法制定」の直前であり、社寺所有地の土地処分による「官林」から、「国有林」への名称変更に伴う林区署管轄境界の確認を必要とし、その不明確な英彦山官林と村境等について照会があったものであろう。

(25) 英彦山でも文安二年（一四四五）の『彦山諸神役次第』（英彦山神宮文書）によれば、毎年二月十五日の松会神事で御田祭が行われている。また寛政七年（一七九五）の英彦山靈仙寺大講で行われた「御田馬把開帳並靈宝披露」で、開帳の秘宝は農具としての馬把であった。

(26) 頭襟・斑蓋・結袈裟・鈴懸・法螺・（最多角）念珠・錫杖・金剛杖・形箱・笈・引敷・脚半の十二種に檜扇・柴打（刀）走繩（麻の繩）・草鞋を加えた山伏に必要な装束や道具（彦山修験秘訣印信口決集『増改日本大藏経』九五卷、二二頁）。

(27) 宮家準「十界修行論」『修験道思想の研究』七三五頁、春秋社、昭和六十年。

(28) 嘉永五年（一八五二）の『胎藏界事実記』（守静坊文書）によれば、「嶺頭ニ上リ……護摩修法如例。自坊ニモ、烽火高ク上ケ、此則云ル採灯ナリ」と記されている。

(29) 大廻行小修尾（内廻）の「今熊野窟」は鎌倉初期の『彦山流記』の中に、四九窟の一つとして記録されている。大修尾（外廻）の廻路に沿うと推定される「今熊野」は、天明五年（一七八五）の『英彦山全図』（松浦資料館蔵）の中に認められるがその現在位置は未確認である。

(30) 拙著「修験道の入峰と峰入り道」『英彦山修験道の歴史地理学的研究』、一三九頁、名著出版、昭和六二年。